

2015年8月1日

お知らせ

「労働安全衛生法の一部を改正する法律（ストレスチェック義務化）の対応について」

当社では、2015年12月の労働安全衛生法改正による従業員に対するストレスチェックの義務化に対し株式会社カレイドスコープと提携し、ストレスチェックの事務代行を行う「Human Capital management of Stresscheck (HCM-S)」を開発し、販売を始めました。

詳しくはこちらから→ <http://hcm-s.kl-scope.com/>

このシステムは、法律上、貴社人事部が作業を行えず、産業医に委託せざるを得ないストレスチェックについて、産業医の手間を削減し、法律の要請に基づく内容を実施するシステムです。

ポイントとなる部分をまとめましたのでご覧になってください

→ストレスチェック義務化対策ブック（PDF）

下記はストレスチェック制度の説明 Q&A や説明会資料で厚生労働省のHPに掲載されているものになります。
こちらも参考資料としてご覧ください。

■こころの耳ストレスチェック制度のページ

<http://kokoro.mhlw.go.jp/sp/etc/kaiseianeihou.html>

■4月20日開催説明会資料（省令・指針・通達がまとめて掲載されています）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150422-1.pdf>

■ストレスチェック制度 Q&A（出向者等の扱いも掲載されています）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf>

お問い合わせ先：株式会社NS1 担当 野村／田村
千代田区岩本町 3-4-11-8F
03-5833-2703
service@ns-1.co.jp